

令和3年4月1日

東村山市民スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1 東村山市民スポーツセンターの指定管理者について、東村山市民スポーツセンター条例(昭和57年東村山市条例第10号)第2条に規定する指定に係る選定を行うため、東村山市民スポーツセンター指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領(案)を基に実施要領の確定に関すること
- (2) 提案事業者等の選定に関すること
- (3) 企画提案書等の審査に関すること
- (4) 指定管理者候補者の特定に関すること

(組織)

第3 選定委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

委員長 野崎副市長

副委員長 地域創生部長

委員 健康福祉部長、経営政策部次長、地域創生部次長、
東村山市スポーツ推進審議会委員1名、東村山市スポーツ科学委員会委員1名、財務に関する有識者1名、公募市民2名以内

(委員長の職務及び代理)

第4 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第6 選定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7 委員は、審議により知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期を終了した後も同様とする。

(任期)

第 8 委員の任期は、東村山市民スポーツセンターの指定管理者の指定に係る議会の議決を受けるまでとする。

(謝礼)

第 9 選定委員会に出席した委員及び第 6 の規定に基づき出席を求められた者に対して、謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第 10 選定委員会の庶務は、地域創生部市民スポーツ課において処理する。

(委任)

第 11 この要領に定めるもののほか選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(適用)

第 12 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用し、議会において指定管理者の指定の議決を受けた日を以ってその効力を失う。